

(別添3)

国土入企第7号

平成28年6月30日

各都道府県主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

各政令指定都市主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 公共建築工事の円滑な施工確保について

公共建築工事の円滑な施工確保については、これまで「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組の強化について」(平成27年10月27日付け国土入企第9号)や「公共工事の円滑な施工確保について」(平成28年1月22日付け総行第19号・国土入企第15号)等で適切な工期設定や適正な予定価格の設定等に取り組んでいただくようお願いをしてきたところです。

今般、適切な工期設定については、平成28年6月2日に開催された全国営繕主管課長会議総会において、別添1「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」が取りまとめられたところであり、また、適正な予定価格の設定については、同会議で別添2「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について」が周知されたところです。

各地方公共団体におかれましては、別添1、2を参考としていただき、適切な予定価格の設定等による円滑な施工確保に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(政令指定都市は除く。)に対して、本通知の周知をお願いいたします。

なお、別添3、4のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

